## 松江地方法務局登記部門 標準文書保存期間基準

	業務の区分	当該業務に 係る行政文書 の類型	行政文書の具体例	分類例							
事項				大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間 満了時の 措置	参考事項	(規則別表 1の関連事 項)	
登記項の場合では、	(1) 商業・ 法人登記事務 に関すること	商業・法人登 記に関する訓 令,通達その 他の例規類	• 訓令 • 通達	法人登記	例規(現行)	〇〇年商業·法人登記 に関する訓令, 通達そ の他例規類	30年	廃棄	年度		法001
		登録免許税, 手数料に関す る訓令,通達 その他の例規 類	•訓令 •通達	法人登記	例規 (現行)	〇〇年登録免許税, 手 数料に関する訓令, 通 達その他の例規類	30年	廃棄	年度		法002
		登記簿保存簿	• 登記簿保存簿	法人登記	商業・法人登記事務	〇〇年登記簿保存簿	作成の時から30年	廃棄	暦年 商登規		法013
		相談に関する文書	・登記相談票	法人登記	商業·法人登記 事務	登記相談票	1年		年度 松江地方法 務局登記相 談処理要領 (19.9.25登 第131号)		法026
		印鑑カード管理簿	・印鑑カード管理簿	法人登記	印鑑カード	〇〇年印鑑カード管理 簿	3年	廃棄	暦年		法028
	(2)(1)以外 の法人登記事 務に関するこ と	業務区分 (1) 以外の 法人登記事務 に関すること	・休眠会社整理に関す る文書	法人登記	商業・法人登記 事務	局務関係書類(休眠会 社整理関係)	5年	廃棄	年度		法036
			・事務連絡に関する文書	法人登記	商業・法人登記 事務	局務関係書類	5年	廃棄	年度		法037

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置につい て設定することとする。

## (注)

-法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては,参考事項欄に当該法令の名称を記載する。

※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について

「人事」・・・人事院規則 「内閣」・・・人事記録の記載事項等に関する内閣府令 「統計」・・・人事統計報告に関する政令(昭和41年政令第12号) 「〇〇」・・・〇〇〇〇